「別記(二)」昭和五年五月一日

田原第一〇九号　　工場長

當店工場従業員ニ給与ノ件

今回左ノ通リ改定致シ候ニ付此段及通牒候也

(一) 白米ヲ従業員ニ賣渡ス左ノ通リ御承知相成度

(イ) 上白米　十五升入一俵ニ付　金九円五拾銭

(ロ) 並白米　仝　金八円八拾銭

(二) 當店従業員日用品ヲ左ノ通リ改正ス

(イ) 味噌　四貫(約一メ六百目)ニ付　金三十五銭(旧価ニ付十銭引下)

(ロ) 醤油　上　二立(約一升八合)ニ付　金四十五銭(二立ニ付十銭引下)

並　仝　金三十五銭(二立ニ付拾銭引下)

(三) 入浴料ヲ左ノ通リ改正ス

(イ) 大人入浴料　三十回券一冊ニ付　五十銭　一冊ニ付十銭引下

(ロ) 小人入浴料　三十回券一冊ニ付　二十五銭　一冊ニ付五銭引下

以上(一)(二)(三)ハ即時実行

(四) 社宅家賃[illegible]左ノ通リ改正ス

(イ) 北、東、西、綾セ、吉浦　社宅ノ家賃料金[illegible]

(五) [illegible]

(ロ) [illegible]

親愛なる鐘紡従業員諸君

給料引下げ反對に猛然と起て!!

親愛な諸君!

今の世の中で誰が一番惨な暮しをしてゐるか? それは勞働者であります。

殊に紡績の職工は、